

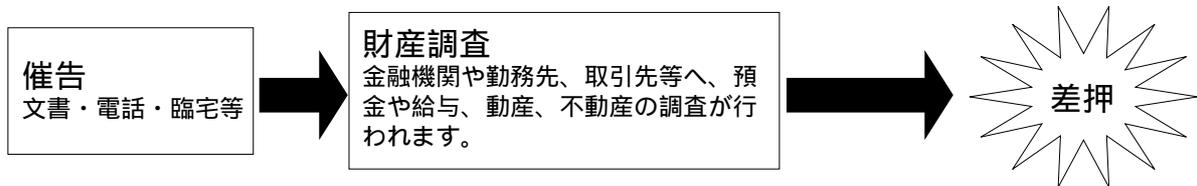
滞納はルール違反です！

税金は、町民の皆さんの生活を支える大切な財源です。しかしいろいろな理由で滞納されている方もあり、税の公平負担というルールを守るため、町では滞納税金の徴収強化に取り組んでいます。

■ ■ ■ 主な町税 ■ ■ ■

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

たび重なる催告や折衝にも応じず、税金を未納のまま放置していると、**売却可能な財産の差押を行います。**

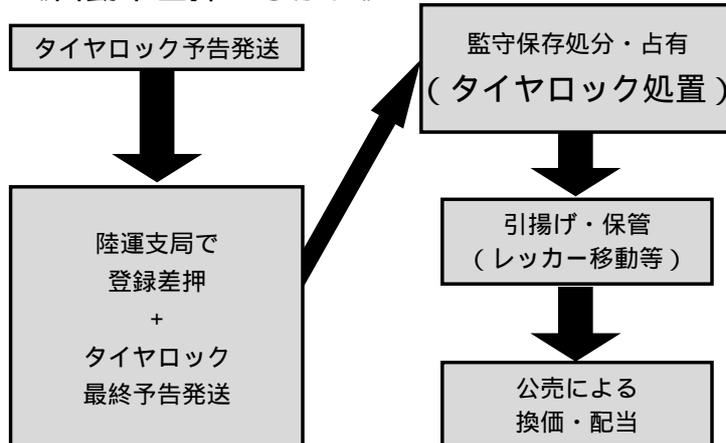


調査の結果財産が認められる場合、預金以外にも自動車や貴金属・調度品などの動産を差押・換価するなど徴収体制の強化を進めています。動産を差押してなお納付されない場合は公売を行い、売却代金を滞納税に充てることになります。

自動車差押について

今年度より、自動車を差押対象財産とします。自動車の差押には**タイヤロック**を使用し、運行不能状態とします。

《自動車差押のながれ》



タイヤロックを装着した状態。
タイヤロックされた自動車を移動・隠ぺいしたりタイヤロック等を破棄した場合、地方税法、刑法により5年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。



納税に困ったら必ずご相談を

病気や失業などやむを得ない理由で納期内納付が難しい場合は、分割による納付方法などもありますので、困った場合は必ず下記までご相談ください。

財務課 収税係 ☎73 - 1413

E-mail : zaimu@iwami.gr.jp